# 参考資料

## 参考資料 1

## 職 員 給 与

第1表 給料表別、部局別人員

						部局	川 人 員					
	区		分	知事部局 (企業職員 を除く)	警 察	議 会	教 育委員会	そ の 他 の 行政委員会	企業職員	計	給料表別	別構成比
				人	人	人	人	人	人	人	%	%
行		政	職	2,600	287	25	379	30		3, 321	24. 1	23. 9
公		安	職		1, 950					1, 950	14. 2	14. 1
教	育	職(	( - )				1, 966			1, 966	14. 3	14. 2
教	育	職(	(二)				12			12	0. 1	0. 1
研		究	職	207	15					222	1.6	1.6
医	療	職 (	( — )	175						175	1. 3	1.3
医	療	職 (	( = )	230			6			236	1. 7	1. 7
医	療	職(	(三)	821	2		1			824	6. 0	5. 9
		計		4, 033	2, 254	25	2, 364	30		8, 706	63. 3	62.8
県弗	教	育職	(二)				4, 816			4, 816	35. 0	34. 7
負担	教行	政	て職				233			233	1.7	1. 7
職員	l	計	-				5, 049			5, 049	36. 7	36. 4
合	-		計	4, 033	2, 254	25	7, 413	30		13, 755	100.0	99. 2
	技労	矜	能職	59	2	3	10			74		0.5
参	企業職員	行	政 職						43	43		0.3
考	総		計	4, 092	2, 256	28	7, 423	30	43	13, 872		100.0
		部構	局 別 成 比	% 29. 5	% 16. 3	% 0. 2	% 53. 5	% 0. 2	% 0. 3	% 100. 0		

第2表 平均給与月額

<b>□</b>	$\wedge$	人 巛 凼 丰	う	ち主	なも	D
区	分	全給料表	行 政 職	公 安 職	教育職(一)	教育職(二)
適用	人員	13,755 人	3, 554	1, 950	1, 966	4, 828
平 均	給 料	355, 895 円	334, 498	336, 687	385, 617	367, 968
給与月	諸手当	34, 993 円	34, 342	32, 927	29, 456	28, 024
額	計	390,888 円	368, 840	369, 614	415, 073	395, 992
平均	年 齢	39.8 歳	40.8	37. 0	41.8	39. 5
(参考)	大学卒	84.0 %	74. 6	64. 3	98. 2	98. 6
学 歴 別	短大卒	7.7 %	12.0	2.4	1.3	1.4
構 成	高校卒	8.3 %	13. 4	33. 3	0.5	-
比	中学卒	0.0 %	_	0.0	_	_

- (注) 1 行政職及び教育職(二)の適用人員には、それぞれ県費負担職員を含む。
  - 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
  - 3 諸手当は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当 (基礎額)、特地勤務・へき地手当(これに準ずるものを含む。)、寒冷地手 当、義務教育等教員特別手当及び管理職手当である。

## 民間給与実態調査の概要

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、本県の一般職の職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における 民間給与の実態を令和7年4月から6月にかけて調査したものである。

#### 2 調査機関

本委員会並びに人事院及び各県等の人事委員会

#### 3 調査の範囲

(1) 調查対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 585 事業所 (従業員数 86,571 人)

(2) 調査対象職種

76 職種(行政職相当職種22職種、その他の職種54職種)

#### 4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、産業、規模等により13層に層化し、経費、労力等を考慮して定めた抽出率を用いて、これらの層から153事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第3表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは抽 出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(3) 調査実人員

5,193人(うち初任給関係 337人)であるが、行政職に相当する調査実人員は 4,802人(うち初任給関係 308人)である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は 28,490人であり、うち行政職に相当するものは 23,344人である。

#### 5 集 計

- (1) 総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に 復元した。
- (2) 集計については、その一部を人事院に依頼した。

第3表 産業別、規模別調査事業所数

企業規模産業	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所
計	131	41	71	19
建 設 業	12	6	4	2
製造業	57	16	29	12
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	0
情報通信業、運輸業、郵便業	24	6	16	2
卸売業、小売業	15	5	8	2
学術研究、専門・技術サービス業	4	0	4	0
宿泊業、飲食サービス業	1	1	0	0
教育、学習支援業、医療、福祉	8	1	6	1
サービス業(その他)	7	3	4	0

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能・規模不適の事業所が22あった。
  - 2 「500人以上」とは企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、下表について同じ。)

第4表 職種別、学歴別、規模別初任給

学	職	種	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
			円	H	円	H
	│ ∫ 新四	卒事務員	229, 239	238, 530	217, 656	224, 250
大学卒	新四	<b>卢技術者</b>	240, 213	250, 825	235, 001	215, 143
		計	235, 853	244, 355	229, 722	218, 455
	(新四	本事務員	193, 132	196, 971	186, 208	_
短大卒	新四	<b>卒技術者</b>	196, 881	208, 898	188, 738	197, 000
		計	194, 143	199, 216	187, 173	197, 000
	│ ∫ 新四	本事務員	186, 840	191, 351	170, 546	_
高 校 卒	新四	<b>卒技術者</b>	195, 663	198, 212	189, 810	172, 000
		計	193, 659	196, 508	186, 466	172, 000

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者 にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、 採用のある事業所について平均したものである。
  - 2 「一」は、該当人員のいないことを示す。
- 備考 職員の場合、現行の初任給(事務・技術共通)は、大学卒程度 220,500円、短大卒程度 204,900円、高校卒程度 188,500円である。

第5表 職種別、規模別、学歴別給与額等 その1 規模計(100人以上)

	令和7年4月分平均支給額							年4月分平	均支給額	
]	職	種	名		調查実人員	年齢		外手		備考
					人	歳	円	円	円	
	支	店	長		6	53. 3	735, 467	35, 392	700, 075	構成員50人以上の
		大	学	卒	4	54. 5	816, 543	0	816, 543	支店(社)の長(取締
		短	大	卒	1	*	*	*	*	役兼任者を除く。)
		高	校	卒	1	*	*	*	*	
		中	学	卒	-	-	_	_	_	
	工	場	長		3	56. 0	682, 527	0	682, 527	構成員50人以上の
事		大	学	卒	2	55. 0	650, 540	0	650, 540	工場の長(取締役兼
₹#r		短	大	卒	_	_	=	_	_	任者を除く。)
務		高	校	卒	1	*	*	*	*	
		中	学	卒	_	_	_	=	_	
	事	務	部	長	71	<b>52.</b> 1	629, 973	3, 232	626, 741	2課以上又は構成員
技		大	学	卒	52	51.4	649, 352	1, 947	647, 405	20人以上の部の長。 職能資格等が上記部
術		短	大	卒	10	54.0	555, 437	11, 926	543, 511	の長と同等と認めら
h11		高	校	卒	9	54. 2	600, 820	1,000	599, 820	れる部の長及び部長 級専門職(取締役兼
関		中	学	卒	-	-	_	_	_	任者を除く。)
係	技	術	部	長	67	53. 1	668, 696	1,817	666, 879	同 上
		大	学	卒	45	52.8	650, 965	1, 944	649, 021	
職		短	大	卒	7	52.6	709, 464	0	709, 464	
		高	校	卒	15	54. 3	702, 867	2, 284	700, 583	
種		中	学	卒	_	-	_	=	_	
	事	務 部	次	長	19	50. 2	559, 346	1, 480	557, 866	前記部長に事故等の あるときの職務代行
		大	学	卒	11	49.8	601, 974	1, 799	600, 175	者。職能資格等が上
		短	大	卒	1	*	*	*	*	記部の次長と同等と 認められる部の次長
		高	校	卒	7	49. 7	501, 483	1, 189	500, 294	及び部次長級専門
		中	学	卒	_	_	_	_	_	職。中間職(部長-課長間)
		術 部	次		12	52.8	697,846	0	697,846 の妻においてほ	同 上

(注)「※」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

							令和 7	年4月分平	均支給額	
]	職	種	名		調查実人員	平 均年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) — (B)	備考
					人	歳	円	円	円	
		大	学	卒	10	52.8	688, 574	0	688, 574	
		短	大	卒	1	*	*	*	*	
		高	校	卒	1	*	*	*	*	
		中	学	卒	=	=	=	=	_	
	事	務	課	長	146	47. 7	591, 931	10, 207	581, 724	2係以上又は構成員
		大	学	卒	104	46. 4	605, 374	6, 363	599, 011	10人以上の課の長。 職能資格等が上記課
١.		短	大	卒	14	51.3	558, 197	29, 298	528, 899	
事		高	校	卒	27	50.4	564, 735	15, 494	549, 241	れる課の長及び課長
務		中	学	卒	1	*	*	*	*	級専門職
	技	術	課	長	205	48. 9	627, 421	20, 986	606, 435	同 上
		大	学	卒	137	48. 1	632, 098	13, 219	618, 879	
++-		短	大	卒	27	49. 9	635, 504	33, 044	602, 460	
技		高	校	卒	41	51.0	606, 472	38, 997	567, 475	
術		中	学	卒	_	_	=	_	_	V = 1 = 1 = 1 = 1 = 1
	事務	5課長	代理		50	47. 7	556, 410	59, 274	497, 136	前記課長に事故等のあるときの職務代行者。課長
関		大	学	卒	19	49. 7	593, 530	43, 761	549, 769	に直属し部下に係長等の 役職者を有する者。課長
係		短	大	卒	14	46. 7	515, 688	71, 785	443, 903	に直属し部下4人以上を 有する者。職能資格等が
		高	校	卒	17	46. 2	548, 460	66, 308	482, 152	上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課
職		中	学	卒	_	_	-	_	_	長代理級専門職。中間職 (課長一係長間)
種	  技術	<b></b> 課長	代理		65	49. 0	534, 542	51, 346	483, 196	同 上
1 1 1 1		大	学	卒	37	47. 6	571, 639	46, 990	524, 649	
		短	大	卒	11	51.6	485, 568	68, 707	416, 861	
		高	校	卒	17	50.1	485, 491	49, 594	435, 897	
		中	学	卒	_	-	_	_	-	
	事	務	係	長	356	46. 2	409, 271	48, 752	360, 519	係長等の職名を有す る者又は係長級専門
		大	学	卒	211	44.8	409, 816	49, 389	360, 427	職
		短	大	卒	55	48.5	390, 237	45, 252	344, 985	
		高	校	卒	90	48. 2	419, 626	49, 398	370, 228	

							令和 7	年4月分平	均支給額	
	職	種	名		調查実人員	平 均年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) — (B)	備考
					人	歳	円	円	円	
		中	学	卒	_	_	=	_	=	
	  技	術	係	長	292	44. 5	463, 457	68 <b>,</b> 954	394, 503	  係長等の職名を有す
		大	学	卒	196	43. 5	451, 631	67, 877	383, 754	る者又は係長級専門
		短	大	· 卒	36	44. 4	456, 430	74, 996	381, 434	職
		高	校	· 卒	60	47. 9	506, 304	68, 848	437, 456	
		中	学	· 卒	_	_	-	-	-	
事		,	,	'						係長等のいる事業所にお
,	事	務	主	任	357	42. 1	383, 665	49, 347	334, 318	ける主任。係長等のいな い事業所における主任の
務		大	学	卒	199	40. 2	396, 040	53, 098	342, 942	うち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者。
		短	大	卒	63	44.3	340, 774	32, 878	307, 896	係長等のいない事業所に おいて、職能資格等が上
		高	校	卒	94	44. 4	387, 354	52, 888	334, 466	記主任と同等と認められ る主任。中間職(係長-
		中	学	卒	1	*	*	*	*	係員間)
技	  技	術	主	任	295	40.3	414, 743	60, 703	354, 040	同 上
   術		大		_ 卒	205	38. 3	407, 726	61, 593	346, 133	
"		短	大	· 卒	42	43.8	438, 180	65, 570	372, 610	
関		高	校	卒	47	45. 5	424, 127	53, 048	371, 079	
		中	学	卒	1	*	*	*	*	
係										
144h	事			員	1, 258	38. 1	316, 260	29, 462	286, 798	
職		大	学	卒	624	35. 1	334, 196	32, 908	301, 288	
種		短	大	卒	278	41.7	293, 717	22, 856	270, 861	
		高	校	卒	352	40. 7	301, 986	28, 602	273, 384	
		中	学	卒	4	45. 5	341, 061	26, 863	314, 198	
	  技	術	係	員	1, 090	34. 6	351, 129	46, 335	304, 794	
		大	学	卒	627	31.8	353, 613	50, 287	303, 326	
		短	大	卒	165	36. 6	332, 833	36, 293	296, 540	
		高	校	卒	296	39. 5	356, 512	43, 856	312, 656	
		中	学	卒	2	46. 0	285, 009	2, 631	282, 378	
	(注	.\	DD will	(0)	)—()(問)	1 , 1 . 2	6後の職の両方。		ZE 1755 - 1755 AL VAN LA	 

(注) 「中間職 (○○一○○間)」とは、前後の職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が前後の職の間に位置付けられる者をいう。(以下その2からその4において同じ。)

その2 規模500人以上(企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所)

							令和 7	年4月分平		
j	職	種	名		調查実人員	平 均年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) — (B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	支	店	長		5	52.0	785, 420	42, 470	742, 950	構成員50人以上の
		大	学	卒	3	52. 7	926, 823	0	926, 823	支店(社)の長(取締
		短	大	卒	1	*	*	*	*	役兼任者を除く。)
		高	校	卒	1	*	*	*	*	
		中	学	卒	_	_	-	_	-	
	エ	場	長		1	*	*	*	*	構成員50人以上の
事		大	学	卒	1	*	*	*	*	工場の長(取締役兼
		短	大	卒	_	_	-	=	-	任者を除く。)
務		高	校	卒	_	_	-	=	-	
		中	学	卒	-	=	_	=	_	
•	事	務	部	長	30	51.2	748, 739	772	747, 967	2課以上又は構成員
技		大	学	卒	28	51.2	747, 935	827	747, 108	20人以上の部の長。 職能資格等が上記部
		短	大	卒	1	*	*	*	*	の長と同等と認めら
術		高	校	卒	1	*	*	*	*	れる部の長及び部長 級専門職(取締役兼
関		中	学	卒	_	_	_	-	_	任者を除く。)
	  技	術	部	長	40	53. 4	720, 017	2, 154	717, 863	同上
係		大	学	卒	30	53. 1	693, 847	2, 818	691, 029	
		短	大	卒	3	53. 3	846, 900	0	846, 900	
職		高	校	卒	7	54.6	777, 797	230	777, 567	
   種		中	学	卒	-	-	_	-	_	
	事	務 部	次	長	10	49. 6	676, 351	130	676 <b>,</b> 221	前記部長に事故等の
		大	学	卒	7	51. 1	706, 460	185	706, 275	あるときの職務代行 者。職能資格等が上
		短	大	卒	_	_	-	_	_	記部の次長と同等と 認められる部の次長
		高	校	卒	3	46.0	606, 097	0	606, 097	及び部次長級専門
		中	学	卒	_	_	_	_	_	職。中間職(部長一 課長間)
	技	術 部	次	長	10	52. 4	733, 089	0	733, 089	同 上
		大	学	卒	8	52. 3	730, 311	0	730, 311	

							令和 7	年4月分平	均支給額	
J	職	種	名		調查実人員	平 均年 齢	きまって 支給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) — (B)	備考
					人	歳	円	円	円	
		短	大	卒	1	*	*	*	*	
		高	校	卒	1	*	*	*	*	
		中	学	卒	-	=	_	=	-	
	事	務	課	長	121	47. 4	622, 001	7, 726	614, 275	2係以上又は構成員
		大	学	卒	90	46.3	631, 407	6, 016	625, 391	10人以上の課の長。
		短	大	卒	10	52. 2	589, 992	17, 044	572, 948	職能資格等が上記課 の長と同等と認めら
		高	校	卒	21	49.8	596, 927	10, 621	586, 306	れる課の長及び課長
事		中	学	卒	_	_	_	-	-	級専門職
務	技	術	課	長	166	49. 1	652, 517	16, 583	635, 934	同 上
		大	学	卒	116	48. 2	654, 246	10, 543	643, 703	
•		短	大	卒	19	50. 5	680, 082	27, 128	652, 954	
     技		高	校	卒	31	51.7	629, 150	32, 721	596, 429	
110		中	学	卒	-	-	_	-	_	前記課長に事故等のある
術	事務	<b></b> 誘課長	:代理		47	47. 1	566, 000	60, 754	505, 246	ときの職務代行者。課長 に直属し部下に係長等の
		大	学	卒	17	48.7	616, 102	44, 425	571, 677	役職者を有する者。課長 に直属し部下4人以上を
関		短	大	卒	13	46. 3	523, 418	74, 845	448, 573	有する者。職能資格等が
   係		高	校	卒	17	46. 2	548, 460	66, 308	482, 152	上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課
		中	学	卒	_	=	_	=	_	長代理級専門職。中間職 (課長一係長間)
職	技術	所課長	:代理		43	48.5	541, 422	28, 804	512, 618	同 上
   種		大	学	卒	25	47. 2	595, 265	23, 991	571, 274	
1里		短	大	卒	2	52.0	412, 038	0	412, 038	
		高	校	卒	16	50. 1	473, 466	39, 926	433, 540	
		中	学	卒	_	=	_	=	_	
	事	務	係	長	146	47. 0	452, 275	56, 660	395, 615	係長等の職名を有する老又は係長級専門
		大	学	卒	90	45.6	440, 348	57, 582	382, 766	る者又は係長級専門 職
		短	大	卒	17	49.9	438, 899	59, 606	379, 293	
		高	校	卒	39	48.9	485, 629	53, 250	432, 379	
		中	学	卒	-	=	_	_	_	

	令和7年4月分平均支給額					均支給額				
	職	種	名		調查実人員	平 均年 齢	きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) — (B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	技	術	係	長	167	45. 5	511, 275	85, 359	425, 916	係長等の職名を有す る者又は係長級専門
		大	学	卒	105	44.6	493, 703	83, 305	410, 398	職
		短	大	卒	19	46. 2	508, 868	90, 516	418, 352	
		高	校	卒	43	47.6	555, 245	88, 098	467, 147	
		中	学	卒	_	=	_	-	-	
	事	務	主	任	141	43. 4	421, 848	54, 078	367, 770	係長等のいる事業所にお ける主任。係長等のいな
事		755		卒	82	41. 0	416, 684	52, 041	364, 643	い事業所における主任のうち、課長代理以上に直
務		短短		卒	20	47. 7	376, 729	42, 328	334, 401	属し、部下を有する者。 係長等のいない事業所に
155		高	校		39	46. 3	455, 846	64, 385	391, 461	おいて、職能資格等が上記主任と同等と認められ
.		中			_	-	-	-	-	る主任。中間職(係長- 係員間)
		ı	7	7-						
技	技	術	主	任	175	43.3	447, 028	64, 148	382, 880	同 上
		大	学	卒	117	41.3	436, 810	63, 575	373, 235	
術		短	大	卒	29	48. 1	473, 038	74, 191	398, 847	
日日		高	校	卒	28	46. 4	463, 468	57, 228	406, 240	
関		中	学	卒	1	*	*	*	*	
係	事	務	係	員	604	37.8	341, 885	32, 412	309, 473	
	1	大	学	卒	325	34. 7	361, 813	37, 952	323, 861	
職		短短		· 卒	130	42.8	309, 745	23, 577	286, 168	
		高			148	40. 2	326, 253	27, 858	298, 395	
種		中		· 卒	1	*	*	*	· *	
	技	術	係	員	716	35. 9	371, 378	50, 533	320, 845	
		大		卒	387	32. 7	375, 535	54, 383	321, 152	
		短			105	37. 9	351, 067	41, 356	309, 711	
		高		卒	224	40. 5	373, 716	48, 184	325, 532	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

その3 規模500人未満(企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所)

							令和7年	三4月分平均	匀支給額	
	職	種	名		調查実人員	平 均年 齢	きまって 支給する 給与(A)	外手当(B)	(A) - (B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	支	店	長		1	*	*	*	*	構成員50人以上の
		大	学	卒	1	*	*	*	*	支店(社)の長(取締
		短	大	卒	_	_	_	-	-	役兼任者を除く。)
		高	校	卒	_	_	-	-	_	
		中	学	卒	-	-	_	_	-	
	工	場	長		2	55. 0	733, 540	0	733, 540	構成員50人以上の
事		大	学	卒	1	*	*	*	*	工場の長(取締役兼
		短	大	卒	_	_	_	-	-	任者を除く。)
務		高	校	卒	1	*	*	*	*	
		中	学	卒	_	_	_	-	-	
	事	務	部	長	41	52.8	543, 070	5, 032	538, 038	2課以上又は構成員
技		大	学	卒	24	51.6	534, 339	3, 252	531, 087	20人以上の部の長。 職能資格等が上記部
		短	大	卒	9	54. 2	532, 708	13, 251	519, 457	の長と同等と認めら
術		高	校	卒	8	54.8	580, 923	1, 125	579, 798	れる部の長及び部長 級専門職(取締役兼
     関		中	学	卒	_	_	-	_	-	任者を除く。)
	  技	術	部	長	27	52.8	592, 665	1, 317	591, 348	同 上
係		大	学	卒	15	52. 4	565, 199	194	565, 005	
		短	大	卒	4	52. 0	606, 388	0	606, 388	
職		高	校	卒	8	54. 0	637, 304	4, 082	633, 222	
種		中	学	卒	=	=	-	=	-	
	事	務 部	次	長	9	50. 9	429, 341	2, 980	426, 361	前記部長に事故等の
		大	学	卒	4	47. 5	419, 123	4,624	414, 499	あるときの職務代行 者。職能資格等が上
		短	大	卒	1	*	*	*	*	記部の次長と同等と 認められる部の次長
		高	校	卒	4	52. 5	423, 023	2, 081	420, 942	及び部次長級専門
		中	学	卒	_	_	-	-	-	職。中間職(部長一課長間)
	  技	術 部	次	長	2	55. 0	521, 626	0	521, 626	同 上
		大	学	卒	2	55. 0	521, 626	0	521, 626	

						令和7年	F4月分平均	匀支給額	
	職 種	. 名	, 1	調查実人員	平 均年 齢	きまって 支給す(A)	うち時間 外手当(B)	(A) — (B)	備考
				人	歳	円	円	円	
	9	豆 大	、 卒	_	=	_	-	-	
	r	事 杉	文 卒	_	=	_	-	-	
	Į į	中 学	卒	_	_	-	_	-	
	事務	課	長	25	49. 3	446, 395	22, 215	424, 180	2係以上又は構成員
	大学		卒	14	47. 6	438, 012	8, 597	429, 415	10人以上の課の長。 職能資格等が上記課
	9	短大卒		4	49.0	478, 709	59, 934	418, 775	概能賃格寺が上記録   の長と同等と認めら
l	Ī	<b>事</b> 核	这 卒	6	52. 7	452, 060	32, 549	419, 511	れる課の長及び課長
事	ŗ	中	学 卒	1	*	*	*	*	級専門職
務	技術	課	長	39	48. 1	520, 604	39, 728	480, 876	同 上
	-	大	卒	21	47.5	509, 755	28, 004	481, 751	
•	9	豆大	文	8	48.5	529, 630	47, 095	482, 535	
     技	Ī	事 核	交交	10	49. 0	536, 168	58, 455	477, 713	
110	ŗ	中 学	卒 卒	_	=	-	_	-	
術	事務課	長代:	理	3	56. 0	406, 178	36, 078	370, 100	前記課長に事故等のある ときの職務代行者。課長 に直属し部下に係長等の
	-	大 学	之 卒	2	58. 0	401, 668	38, 118	363, 550	役職者を有する者。課長
関	9	豆大	文 卒	1	*	*	*	*	に直属し部下4人以上を 有する者。職能資格等が
   係	Ī	事 核	这 卒	-	-	_	-	_	上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課
NN	ļ	中 学	卒 卒	_	-	-	_	-	長代理級専門職。中間職 (課長-係長間)
職	技術課	長代	理	22	49.8	521, 093	95, 406	425, 687	同上
   種	-	大	卒 卒	12	48. 5	522, 416	94, 906	427, 510	
1里	9	豆大	文 卒	9	51.6	501, 908	83, 975	417, 933	
	Ī	事 核	这卒	1	*	*	*	*	
	ī	中 学	卒	_	-	-	_	-	
	事務	係	長	210	45. 7	379, 374	43, 254	336, 120	係長等の職名を有する。
	大学		卒 卒	121	44. 1	387, 106	43, 296	343, 810	る者又は係長級専門 職
	9	豆 大	、 卒	38	47. 9	368, 468	38, 830	329, 638	
	Ī	<b></b> 杉	这 卒	51	47. 7	369, 154	46, 452	322, 702	
	ī	中	卒	_	-	_	_	_	

							令和7年	F4月分平均	匀支給額	
:	職	種	名		調查実人員	平 均年 齢	きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) — (B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	技	術	係	長	125	43. 1	399, 573	47, 037	352, 536	係長等の職名を有す る者又は係長級専門
		大	学	卒	91	42. 2	403, 087	50, 076	353, 011	職
		短	大	卒	17	42.4	397, 823	57, 651	340, 172	
		高	校	卒	17	48.6	382, 512	20, 158	362, 354	
		中	学	卒	_	_	-	-	-	
	事	務	主	任	216	41. 2	358, 740	46, 258	312, 482	係長等のいる事業所にお ける主任。係長等のいな
事	<del>  </del>	大			117	39. 7	381, 571	53, 839	312, 462	い事業所における主任のうち、課長代理以上に直
     務		短短	大大		43	42. 7	324, 050	28, 482	295, 568	属し、部下を有する者。 係長等のいない事業所に
1分 		高	校		55	43. 1	338, 787	44, 735	294, 052	おいて、職能資格等が上記主任と同等と認められ
.		中	学		1	**	×	**	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	る主任。中間職(係長一 係員間)
		l	7		1	<b>∕•</b> \	<b>/•</b> \	^	^.	1112/1137
技	技	術	主	任	120	35. 9	367, 661	55, 679	311, 982	同 上
		大	学	卒	88	34. 3	369, 057	58, 957	310, 100	
術		短	大	卒	13	34. 0	360, 420	46, 340	314, 080	
     関		高	校	卒	19	44. 2	366, 153	46, 889	319, 264	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
係	事	務	係	員	654	38. 4	292, 594	26, 738	265, 856	
	1.	大			299	35. 4	304, 176	27, 425	276, 751	
職		短	· 大		148	40. 6	279, 639	22, 222	257, 417	
		高	校		204	41. 1	284, 381	29, 142	255, 239	
種		中	学		3	48. 7	335, 771	17, 538	318, 233	
									•	
	技	術	係	員	374	32. 1	312, 364	38, 297	274, 067	
		大			240	30. 2	318, 265	43, 682	274, 583	
		短			60	34. 2	300, 924	27, 434	273, 490	
		高	校		72	36. 4	302, 989	30, 392	272, 597	
		中	学	卒	2	46.0	285, 009	2, 631	282, 378	

その4 【参考】規模100人未満(企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以 上の事業所)

							令和7年	三4月分平均	匀支給額	
	職	種	名		調查実人員	平 均年 齢	きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	支	店	長		_	_	-	-	-	構成員50人以上の
		大	学	卒	-	_	_	-	-	支店(社)の長(取締
		短	大	卒	-	=	-	-	_	役兼任者を除く。)
		高	校	卒	-	=	-	-	_	
		中	学	卒	_	_	=	=	=	
	工	場	長		-	_	-	-	-	構成員50人以上の
事		大	学	卒	_	_	_	-	_	  工場の長(取締役兼
		短	大	卒	_	=	_	_	-	任者を除く。)
務		高	校	卒	-	_	-	-	-	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
•	  事	務	部	長	10	51. 0	576, 392	0	576, 392	2課以上又は構成員
   技		大	学	卒	5	48.8	567, 350	0	567, 350	20人以上の部の長。 職能資格等が上記部
		短	大	卒	_	_	_	_	_	の長と同等と認めら
術		高	校	卒	5	53. 2	585, 434	0	585, 434	れる部の長及び部長
l		中	学	卒	_	_	-	-	-	級専門職(取締役兼 任者を除く。)
関	l.d.	A1-	ورمك		_	<b>5</b> 0.0	254 000		25.4 000	
係	技		部	長	5	53. 2	654, 988	0	654, 988	同 上
			学		3	54. 0	669, 477	0	669, 477	
職		短高	大校	卒	- 2	- 	- 699 955	0	622 255	
		中	学	卒卒	_	52. 0	633, 255 _	_	633, 255 _	
種		. L.	7	+						
	事	務 部	次	長	1	*	*	*	*	前記部長に事故等の あるときの職務代行
		大	学	卒	1	*	*	*	*	者。職能資格等が上
		短	大	卒	_	_	_	_	_	記部の次長と同等と 認められる部の次長
		高	校	卒	-	=	_	-	-	及び部次長級専門 職。中間職(部長-
		中	学	卒	-	-	_	-	-	課長間)
	技	術 部	次	長	_	=	-	=	-	同 上
		大	学	卒	_	_	_	_	_	

									令和7年	三4月分平均	匀支給額	
	職	種	名		調実ノ	查人員		匀静	きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)	備考
						人	-	歳	円	円	円	
		短	大	卒		=	-	-	=	=	-	
		高	校	卒		=	-	-	=	=	-	
		中	学	卒		_	-	-	_	-	_	
	事	務	課	長		2	53. (	0	482, 394	0	482, 394	2係以上又は構成員
		大	学	卒		-	=	_	_	_	_	10人以上の課の長。
		短	大	卒		1	<del>)</del>	*	*	*	*	職能資格等が上記課
		高	校	卒		_	-	_	_	_	-	の長と同等と認めら れる課の長及び課長
事		中	学	卒		1	<del>)</del>	*	*	*	*	級専門職
務	技	術	課	長		10	46.	0	413, 637	56, 000	357, 637	同 上
		大	学	卒		2	50.	0	440, 240	40,000	400, 240	
•		短	大	卒		=	-	_	_	-	-	
		高	校	卒		8	45.	0	406, 987	60,000	346, 987	
技		中	学	卒		-	-	-	_	-	_	
術	事務	务課長		!		_	-	_	_	-	-	前記課長に事故等のある ときの職務代行者。課長 に直属し部下に係長等の
関		大	学	卒		_	-	_	_	_	_	役職者を有する者。課長 に直属し部下4人以上を
		短	大	卒		_	-	-	_	_	_	有する者。職能資格等が 上記課長代理と同等と認
係		高	校	卒		-	-	-	_	_	_	められる課長代理及び課 長代理級専門職。中間職
		中	学	卒		_		⇒	_	_	_	(課長一係長間)
職	  技術	<b></b> 詩課長	:代理	<u>.</u>		=		-	-	-	-	同 上
種		大	学	卒		-	-	-	-	_	-	
一生		短	大	卒		-	-	-	_	_	_	
		高	校	卒		-	-	-	-	_	-	
		中	学	卒		=	-	-	-	-	-	
	事	務	係	長		20	41.	7	348, 234	14, 391	333, 843	係長等の職名を有す る者又は係長級専門
		大 学 2		卒		11	44.	0	367, 698	22, 470	345, 228	職
		短	大	卒		3	47.	3	356, 744	10, 917	345, 827	
		高	校	卒		6	34.	7	308, 294	1, 315	306, 979	
		中	学	卒		-	-	-	_	_	_	

							令和7年	三4月分平均	匀支給額	
	職	種	名		調查実人員	平 均年 齢	きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) — (B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	技	術	係	長	14	36. 9	355, 475	45, 094	310, 381	係長等の職名を有す る者又は係長級専門
		大	学	卒	6	32. 0	372, 453	67, 894	304, 559	職
		短	大	卒	2	50.0	413, 477	6, 322	407, 155	
		高	校	卒	6	37. 3	319, 164	35, 218	283, 946	
		中	学	卒	-	-	_	_	_	
事	事	務	主	任	25	40. 5	320, 706	18, 688	302, 018	係長等のいる事業所にお ける主任。係長等のいな
<del>ず</del> 		大	学	卒	15	38. 5	331, 771	27, 617	304, 154	い事業所における主任の うち、課長代理以上に直
務		短	大	卒	6	38. 0	287, 222	2, 722	284, 500	属し、部下を有する者。 係長等のいない事業所に
		高	校	卒	4	51.5	329, 438	9, 153	320, 285	おいて、職能資格等が上記主任と同等と認められ
•		中	学	卒	_	_	-	-	-	る主任。中間職(係長- 係員間)
l		/ h-	,	,_						
技	技	術	主	任	14	28. 3	292, 373	31, 341	261, 032	同 上
術		大		卒	10	29.8	299, 948	33, 341	266, 607	
1 113		短高	大 校	卒卒	1 3	* 24. 7	% 268, 867	* 24, 285	* 244, 582	
関		中	学	卒	- -	24. 1		_ 24, 200	244, 362	
		丁	7	4						
係	事	務	係	員	93	40. 2	285, 598	15, 714	269, 884	
144		大	学	卒	55	37. 9	287, 501	15, 457	272, 044	
職		短	大	卒	17	45.8	316, 041	28, 547	287, 494	
種		高	校	卒	21	41.7	255, 969	5, 999	249, 970	
		中	学	卒	_	-	_	-	-	
	  技	術	係	員	8	31. 0	252, 648	18, 449	234, 199	
		大			5	32. 4	276, 547	25, 769	250, 778	
		短			_	-	, -	_	, _	
		高	校		3	28. 7	212, 816	6, 249	206, 567	
		中	学	卒	=	=	_	_	_	

その5 給与比較の対象外職種(規模計)

				令和 7 4	<b>丰</b> 4月分平均	均支給額	
	職種名	調查実人員	平 均年 齢	き ま っ てる	うち時間 外手当(B)	(A) — (B)	備考
技能・	電話交換手	人 -	歳	円 -	円 -	円 -	見習、外国語の電話交 換手を除く。
労務	自家用乗用自動車運転手	1	*	*	*	*	
関係	守衛	4	52. 0	274, 065	49, 599	224, 466	
職種	用 務 員	=	-	_	_	_	
	大 学 学 長	_	-	_	_	_	
教	大学副学長	5	57.8	632, 751	0	632, 751	
	大学学部長	=	=	_	_	_	
育	大学教授	35	54. 2	562, 367	3, 205	559, 162	
	大学准教授	30	47. 5	470, 145	3, 764	466, 381	
関	大     学     講     師       大     学     助     教	22	40.6	396, 850	2, 914	393, 936	
   係	大 学 助 教	7	42.0	393, 906	5, 981	387, 925	
	高等学校校長	_	-	-	-	_	
職	高等学校教頭	3	51.3	571, 346	0	571, 346	
種	高等学校主幹教諭	_	-	-	_	_	
1里	高等学校指導教諭	=	=	-	-	-	
	高等学校教諭	26	41.8	452, 779	19, 162	433, 617	
	研 究 所 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の所の 長(取締役兼任者を除 く。)
研	研究部 (課) 長	10	47. 4	608, 837	41, 295	567, 542	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)
究				·	·		の長
関	研究室(係)長	6	40.7	571, 311	119, 096	452, 215	構成員3人以上の室(係) の長
係職	主任研究員	13	39. 2	520, 452	128, 478	391, 974	下記研究員より上位の 者(研究所長の職名を 有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)
種	研 究 員	18	31.0	427, 564	115, 771	311, 793	長を除く。)
	研 究 補 助 員	_	_	_	_	_	

						令和74	<b>年</b> 4月分平均	匀支給額	
	職	種名		調查実人員	平 均年 齢		うち時間 外手当(B)	(A) — (B)	備考
	病	院	長	人 -	歳	円 –	円 円	円 -	部下に医師又は歯科医 師 5 人以上
	副	院	長	-	-	_	-	-	上記病院長に事故等の あるときの職務代行者
	医	科	長	-	-	_	-	_	部下に医師又は歯科医 師1人以上
医医	医		師	7	54. 9	1, 154, 680	45, 702	1, 108, 978	
	歯	科 医	師	-	Î	_	-	_	
療	薬	局	長	1	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
関	薬	剤	師	11	44. 4	335, 970	6, 430	329, 540	
	診り	<b>寮放射線</b> 技	を師	6	34. 3	285, 119	7, 576	277, 543	
係	臨	床検査技	師	7	43. 1	309, 434	16, 241	293, 193	
	栄	養	士	10	39. 2	263, 268	917	262, 351	
職	理	学療法	士	25	28.8	254, 662	10, 340	244, 322	
種	作	業療法	士	23	31.6	269, 338	4, 607	264, 731	
	総	看 護 師	長	2	59. 0	567, 237	14, 168	553, 069	部下に看護師長5人以 上
	看	護師	長	26	52. 0	467, 736	44, 500	423, 236	部下に看護師又は准看 護師5人以上
	看	護	師	56	44. 9	377, 360	52, 003	325, 357	
	准	看 護	師	7	52. 9	377, 672	64, 065	313, 607	

#### (参考1) 公民比較における役職の対応関係

#### 行政職給料表

職務の級	民 間	企 業
(主たる役職)	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満 の事業所
9級(部長)	支店長、工場長、部長、部次長	
8 級		
(統括次長)	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7 級 (次 長)		
6 級		
(課長)	課長代理	課長
5 級	WK AT WILL	
(統括課長補佐)		
4 級		課長代理
(課長補佐)	係 長	
3 級	床 文	係長
(係 長)		M   Д
2 級	主任	主任
( 主事・技師 )		
	係	係員
( 主事・技師 )		

#### (参考2) 公民比較における比較給与種目

民間給与 (注1)	公 務 員 給 与
きまって支給する 給与から時間外手 当及び通勤手当を 除いたもの	給料の月額 <sup>(注2)</sup> 、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、 単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、 へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、管理職手当、寒冷地手当

- (注1) 「職種別民間給与実態調査」における各給与種目と同様。
- (注2) 給料月額及び給料の調整額の合計をいう。

#### 第6表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

E						(争压. /0/
学歴	項目 企業規模	採用あり	初 任 増 額	給 の 改 定 据 置 き	状 況       減 額	採用なし
大学卒	100人以上	35. 2	92. 5	7. 5	0.0	64. 8
	【参考】 50人以上 100人未満	17.6	100.0	0.0	0.0	82. 4
高校卒	100人以上	16. 6	79. 7	20. 3	0.0	83. 4
间仅午	【参考】 50人以上 100人未満	11.8	50. 0	0.0	50. 0	88. 2

<sup>(</sup>注) 表中の初任給の改定状況の欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

#### 第7表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階	項目 企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	100人以上	74. 2	1.8	0. 0	24. 0
N.A.	【参考】 50人以上 100人未満	62. 5	6. 3	0.0	31. 2
課長級	100人以上	66. 2	2.8	0. 0	31. 0
HAT 12 19X	【参考】 50人以上 100人未満	62. 5	6. 3	0.0	31. 2

<sup>(</sup>注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

#### 第8表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

								(
役職段階	項目 企業規模	定期昇給制度あり	定期昇給	増額	減額		定期昇給中止	定期昇給制度なし
係員	100人以上	91. 9	91. 9	35. 7	7. 0	49. 2	0.0	8. 1
小兵	【参考】 50人以上 100人未満	90. 0	90. 0	60. 0	10.0	20. 0	0.0	10.0
課長級	100人以上	84. 7	84. 7	31. 9	6. 9	46. 0	0.0	15. 3
床及炒	【参考】 50人以上 100人未満	90. 0	90. 0	60. 0	10. 0	20. 0	0.0	10.0

<sup>(</sup>注) 定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離できない事業所を除いて集計した。

#### 第9表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	61. 3%
支給しない	38. 7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	30,000円以上31,000円未満

<sup>(</sup>注)企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

#### 第10表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位:%)

支給する	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	支給しない	
100. 0	(10.6)	(56. 1)	(5.3)	(28. 0)	0.0	

- (注) 1 ( )内は自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
  - 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである (その2及びその3においても同じである。)。

その2 自動車使用者に対する距離段階別定額制における通勤手当の支給状況

		距離段階別定額制における支給月額									
距離(片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km					
支給月額	4,989円 8,740円 14,731円		14,731円	20,704円	26, 454円	28,621円					
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km						
支給月額	36, 768円	44, 437円	49, 500円	54, 793円	61,817円						

<sup>(</sup>注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

#### その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

(単位:%)

支給する	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	支給しない
35. 0	(11. 2)	(42. 1)	(33. 9)	(12.8)	65. 0

<sup>(</sup>注) ( ) 内は外部の駐車場を利用する自動車利用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

## 第11表 民間における賞与の配分状況

(単位:%)

区	4	部	長 級	課	長 級	係	員
	<u> </u>	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分		
冬	季	45. 3	54. 7	45. 3	54. 7	50. 5	49. 5

<sup>(</sup>注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

## 標準生計費

#### 令和7年4月の標準生計費

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を費 目別、世帯人員別に算定した。

標準生計費は、次の費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費-----食料

住居関係費 ------ 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑 費 I ------ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ ---- その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

#### 第12表 金沢市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和7年4月)

費			世帯	5人員	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人
						円		円		円		円		円
食		料		費	3	31, 920	4	13, 120		55, 150	6	67, 170		79, 200
住	居	関	係	費	3	37, 250	4	18, 350	4	40, 350	3	32, 350		24, 350
被	服	• 履	物	費		4, 760		3, 420		5, 450		7, 480		9, 510
雑		費		I	]	4, 260	2	20, 890	4	29, 100	3	37, 290		45, 500
雑		費		П	1	.0, 630	1	7, 310	4	22, 640	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	27, 980		33, 320
		計			ĺ	98, 820	13	33, 090	15	52, 690	17	72, 270	1	91,880